

京都市では、各施設の運営がどのようになっているか、税金がどのように使われているかを市民の皆様に分かりやすくお伝えする取組を行っています。

京都市醍醐交流会館の運営について

日頃は、京都市醍醐交流会館を御利用いただき、誠にありがとうございます。

この施設は、市民の皆さまの相互の交流を促進する活動等にご利用いただける施設として、平成9年に開館しました。この施設の運営は、以下にお示しするとおり、利用者の皆様からいただく使用料のほか、市民の皆様の税金等によって支えられています。

使用料については、本市の極めて厳しい財政状況を踏まえ、今後も持続可能な運営とする観点から、「令和4年6月1日以降」の御利用分を改定しております。

今後とも、更なるサービスの向上や効率的な運営に努めてまいりますので、京都市醍醐交流会館を御利用いただきますようお願いいたします。

京都市醍醐交流会館の収入と支出

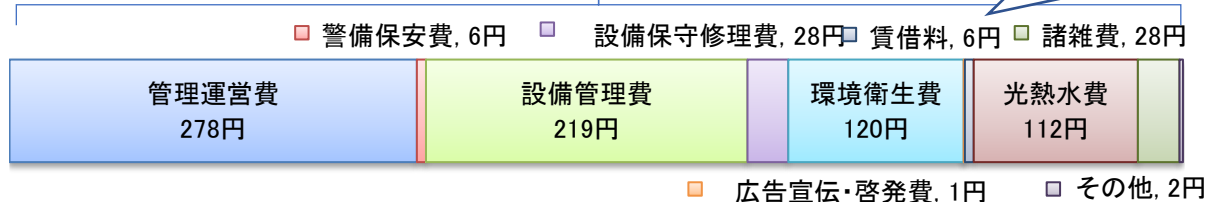
<京都市醍醐交流会館の料金体系と利用者数>

1 施設使用料

区 分		使用料（単位：円）		
		午前	午後	夜間
ホール	日曜日、土曜日及び休日	30,160	39,600	45,250
	その他の日	24,510	30,160	35,820
第1会議室及び第2会議室		4,710	5,970	7,210
第3会議室		3,450	4,390	5,020
和室A		1,560	2,040	2,190
和室B		1,240	1,720	1,870
音楽スタジオ		3,450	4,390	5,020

2 令和4年度の利用者数見込み 73,000人

<支出> 利用者1人当たりの運営経費 800円 (A) 総額 58,687千円



<収入>

利用者1人当たりの収入 260円 (B)

総額 18,640千円

総額 45,049千円

(A) - (B)

使用料収入 260円 (32%)

差額 540円 (68%)

市民の税金で負担 (公費で負担)

※小数点以下については四捨五入

- 公費負担がない場合の単純な試算を行うと、使用料は現行の3倍の額（例えば、和室B午前区分使用料1,240円→3,720円）が必要となります。
- 施設を利用しない方も含めた市民の負担（公費負担）により、現行の使用料で施設が運営されています。

施設の運営費は、利用者の負担（施設使用料）と公費負担（市民の皆様から納めていただく税金）などにより賄われています。施設運営の現状について「見える化」を進め、施設の状態に応じた収支改善の取組（維持管理コストの見直し、施設の目的を踏まえた稼働率の向上、受益者負担の適正化等）を進めてまいります。

[指定管理者 京都市醍醐交流会館コンソーシアム(代表：京都醍醐センター株式会社) 575-2550]

[所管課 京都市都市計画局都市企画部都市総務課 222-3610]